

議案第4号

鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第62条の6、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第115条第1項及び第2項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病患者医療法」という。）第47条の規定に基づき、これらの法律に違反する者に対する過料について定めるもの

とする。

(過料)

第2条 次のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 児童福祉法第19条の6第2項の規定による医療受給者証又は同法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- (2) 正当な理由がなく、児童福祉法第57条の3第2項又は第3項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (3) 正当な理由がなく、障害者総合支援法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (4) 正当な理由がなく、障害者総合支援法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (5) 難病患者医療法第11条第2項の規定による医療受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- (6) 正当な理由がなく、難病患者医療法第35条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正)

2 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県障害者介護給付費等不服審査会条例</u>	<u>鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u> <u>(趣旨)</u> <u>第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u>

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項の規定に基づき、法第97条第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱わせるため、鳥取県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

2 略

(定数等)

第2条 略

(関係人等に対する報酬)

第3条 略

(不服審査会)

第2条 法第98条第1項の規定により法第97条第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱わせるため、鳥取県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

2 略

(定数等)

第3条 略

(関係人等に対する報酬)

第4条 略

(過料)

第5条 正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若

	<p>しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p><u>2</u> 正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。</p>
--	---

(鳥取県児童福祉法施行条例の一部改正)

3 鳥取県児童福祉法施行条例（平成24年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県障害児通所給付費等不服審査会条例</u>	<u>鳥取県児童福祉法施行条例</u> <u>(趣旨)</u>

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第98条第1項の規定に基づき、法第56条の5の5第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱わせるため、鳥取県障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

2 略

(組織等)

第2条 略

2 不服審査会の委員、会長その他不服審査会に関し必要な事項

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不服審査会の設置)

第2条 法第56条の5の5第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱わせるため、鳥取県障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

2 略

(不服審査会の組織)

第3条 略

2 不服審査会の委員、会長その他不服審査会に関し必要な事項

は、法第56条の5の5第2項において準用する障害者総合支援法第8章並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の5及び第44条の6に規定するもののほか、不服審査会が定める。

（関係人等に対する報酬）

第3条 略

は、法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第8章並びに政令第44条の5及び第44条の6に規定するもののほか、不服審査会が定める。

（関係人等に対する報酬）

第4条 略

（過料）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- （1） 法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- （2） 正当の理由がないのに、法第57条の3第2項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法及び政令の施行に関し
必要な事項は、規則で定める。

(過料に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。